

町田市住みよい街づくり条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 ( 2 0 2 4 年 ) 2 月 2 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市住みよい街づくり条例の一部を改正する条例

町田市住みよい街づくり条例（令和3年12月町田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文～第3章 略</p> <p><u>第4章 雑則（第20条—第23条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1節 街づくりプロジェクト</p> <p>第7条 市長は、街づくり活動のうち、次に掲げる要件を満たすものを街づくりプロジェクトとして認定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>団体自らが主体となって活動することにより、その目的を実現することができるものであること。</u></p> <p><u>(3) 継続的に行うことができる活動であること。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2～6 略</p> <p>第2節 まちビジョン</p> <p>第8条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 市長は、まちビジョンを策定しようとする場合において、第7項の規定により提出された意見書及び前項の規定による措置において提出された意見があるときは、その意見を付して、<u>町田市街づくり景観審議会条例（令和 年 月町田市条例第 号）第1条の町田市街づくり景観審議会（以下「審議会」という。）</u>の意見を聴くものとする。</p>	<p>目次</p> <p>前文～第3章 略</p> <p><u>第4章 町田市街づくり審査会（第20条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第21条—第24条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1節 街づくりプロジェクト</p> <p>第7条 市長は、街づくり活動のうち、次に掲げる要件を満たすものを街づくりプロジェクトとして認定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>実現することができ、かつ、継続的に行うことができる活動であること。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>2～6 略</p> <p>第2節 まちビジョン</p> <p>第8条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 市長は、まちビジョンを策定しようとする場合において、第7項の規定により提出された意見書及び前項の規定による措置において提出された意見があるときは、その意見を付して、<u>第20条第1項に規定する街づくり審査会の意見を聴くものとする。</u></p>

10～15 略

(街づくり活動に係る支援)

#### 第9条 略

2 市長は、街づくりプロジェクトを行う団体、まちビジョン準備会その他市長が必要と認める者に対し、次条に規定する街づくりアドバイザーを派遣することができる。

(助言又は指導)

第18条 市長は、第16条第5項において準用する第15条第4項に規定する報告を受けた場合で、未来づくりビジョン、都市づくりのマスタープラン又はまちビジョンに定められた内容に照らし必要があると認めるときは、関係住民等及び事業者に対し、審議会の意見を聴いた上で、助言又は指導を行うことができる。

10～15 略

(街づくり活動に係る支援)

#### 第9条 略

2 市長は、街づくりプロジェクトを行う団体及びまちビジョン準備会に対し、次条に規定する街づくりアドバイザーを派遣することができる。

(助言又は指導)

第18条 市長は、第16条第5項において準用する第15条第4項に規定する報告を受けた場合で、未来づくりビジョン、都市づくりのマスタープラン又はまちビジョンに定められた内容に照らし必要があると認めるときは、関係住民等及び事業者に対し、助言又は指導を行うことができる。

### 第4章 町田市街づくり審査会

第20条 街づくりの総合的な推進に資するため、町田市街づくり審査会（以下「街づくり審査会」という。）を置く。

2 街づくり審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) まちビジョンに関すること。

(2) 第18条に規定する助言又は指導に関すること。

(3) 第22条に規定する勧告に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、街づくりの総合的な推進に関し必要な事項

3 街づくり審査会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者 3人以内

(2) 街づくりに関する団体の代表 3人以内

(3) 公募による市民 4人以内

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。ただし、

#### 第4章 雑則

(適用除外)

##### 第20条 略

(勧告)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、審議会の意見を聴いた上で、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。

(1)～(7)略

(公表)

##### 第22条 略

(委任)

##### 第23条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

3 前項の規定によりまちビジョンとみなされた地区街づくりプランの変更又は廃止については、新条例第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、令和

原則として、通算して10年を限度とする。

7 市長は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、街づくり審査会に臨時委員を置くことができる。

8 臨時委員の任期は、前項に規定する特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

9 街づくり審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

10 会長は、街づくり審査会を代表し、会務を総理する。

11 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

12 前各項に定めるもののほか、街づくり審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

(適用除外)

##### 第21条 略

(勧告)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、街づくり審査会の意見を聴いた上で、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。

(1)～(7)略

(公表)

##### 第23条 略

(委任)

##### 第24条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

3 前項の規定によりまちビジョンとみなされた地区街づくりプランの変更又は廃止については、新条例第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6年10月1日以後の旧条例第10条において準用する旧条例第8条第4項の規定による意見の聴取は、審議会に対し行うものとする。

4 旧条例第12条の規定により指定した街づくり推進地区内において行う旧条例第3条第3号に掲げる建築行為等については、なお従前の例による。この場合において、令和6年10月1日以後の旧条例第15条の規定による意見の聴取は、審議会に対し行うものとする。

5～9 略

4 旧条例第12条の規定により指定した街づくり推進地区内において行う旧条例第3条第3号に掲げる建築行為等については、なお従前の例による。

5～9 略

## 附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。